

ねっと 群文協

2003. 10. 30

目 次

地域の文献資料とその保護 ……………1	公文書の収集について ……………6
平成15年度総会の開催 ……………2	情報コーナー ……………8
講演：市町村合併と文書等の保存(丑木幸男)及び参加記 …3	

地域の文献資料とその保護

大泉町教育委員会スポーツ文化振興課文化振興係主査 関本寿雄

大泉町の指定文化財の一つに「白石家文書」(写真参照)があります。この文書は江戸時代、この地で栄えた利根川の舟運に係わる貴重な文献資料といえるものです。

江戸時代、利根川は江戸と上州の地を結ぶ舟運の重要な交通路でありました。白石家文書につきましては、私も実物を全てを読んだわけではありませんが、大泉町誌(下巻・歴史編 昭和58年発行)の中には、その一部が掲載されており、江戸への出荷品や揚げ荷、数量、船賃、手数料等のこと細かい内容が書かれています。これらの近世古文書から「古海河岸」を中心に栄えてきた昔の大泉町の姿を垣間見ることができます。



大泉町誌・下巻口絵より

大泉町の産業についても少し述べさせてもらいたいと思います。時代は下りますが、明治43年7月調小泉町「郷土誌(第6節工業)」には、「本町工業ハ土焼エヲ以テ第一トス」とあり、過去、地場産業として大いに栄えた「小泉焼」について記載されています。

小泉焼は、過去、大泉町で生産されていた素焼きの焼物の総称です。その初窯は江戸時代まで遡ると

いわれ、主な製品としては「マルモノ」と呼ばれる鉢、鍋、しちりん、かわらけ等と屋根に葺かれた瓦類があげられます。今では全く生産されなくなってしまった小泉焼ではありますが、今年度、大泉町では地域の文化的所産である小泉焼の焼成窯(通称：ネコ窯。猫がうずくまった形状に似ていることから名付けられた)を元生産業者等の協力を得て復元し、このたび完成するに至りました。

私達は一概に、「文化財」というと史跡や神社仏閣といった、いわば単純にかたちがわかるものや目立つものを連想しがちです。つまり私達は、一見してそれが何であるのか理解できなければ「文化財」として認知できない傾向があるように思われます。

先述した「白石家文書」や「郷土誌」もそうですが、特に文献資料につきましては、その形状もさることながら、「読んで理解する」ということに対する難しさやわずらわしさが、その先入観にいつそう拍車をかけているといえるのかもしれない。しかし、私達の住む地域の文化や歴史、産業等の足跡が「記録」として残されているからこそ、私達に無限の創造性というものをうえつけてくれているのもまた事実ともいえるのです。

これら地域に残されてきた「文献資料」という文化財の存在意義について、私達は再度、考え直してみるとともに、それを保護・活用し、後世に引き継いでいくよりいっそうの努力が求められているのではないのでしょうか。

平成15年度総会の開催

去る5月23日(金)午後1時30分より、本会の平成15年度総会と講演会が前橋市の群馬県立文書館で開催されました。以下、当日の総会の概要について報告いたします。

総会には、県および69市町村会員のうち県と28市町村が出席しました。事務局の栗田政明県立文書館次長の司会で、まず会長の秋池武県立文書館長代理の横澤修一副館長よりあいさつがあり、引き続き横澤氏を議長に選出して以下の議事に移りました。

- 第1号議案 平成14年度事業報告
- 第2号議案 平成14年度決算報告・監査報告
- 第3号議案 会則第4条別表の改正
- 第4号議案 平成15年度役員の変更
- 第5号議案 平成15年度事業計画(案)
- 第6号議案 平成15年度会費・予算(案)

議事は、前掲の第1号議案から第6号議案までを事務局である県立文書館佐藤健指導主事が説明し、すべて満場一致で承認されました。

この結果、今年度の役員体制は、下記の名簿のとおりとなりました。

議事終了後、新役員の自己紹介があり、閉会挨拶を副会長である青木政夫大泉町スポーツ文化振興課長が行い総会は終了いたしました。

平成15年度の役員

会 長	群馬県立文書館長：秋池 武
副会長	高崎市総務部庶務課長：中島清茂 藤岡市総務部行政課長：中島道夫 大泉町スポーツ文化振興課長：青木政夫
理 事	伊勢崎市総務部総務課長：石原郁夫 沼田市総務部総務課長：増田幸男 富士見村総務課長：金子幸生 妙義町総務課長：渡辺一元 吾妻町生涯学習課長：小泉好一
監 事	小野上村総務課長：小野秀夫 藪塚本町総務課長：栗原 精

(10月1日現在)

* 高崎市庶務課長と富士見村総務課長は異動有り



総会(新役員自己紹介)

平成15年度の事業計画

- ・ 総会の開催(年1回、5月23日)
- ・ 理事会の開催(年3回)
- ・ 講演会の開催(年1回、5月23日)
- ・ 公文書等保存活用研修会の開催(年2回)
- ・ 公文書等保存施設視察研修会の開催(年1回)
- ・ 会報の発行(年2回)
- ・ 調査研究

平成15年度の予算

【収入の部】

会 費	337,050円	県・市町村負担分
雑収入	270円	繰越金・利息金

計 337,320円

【支出の部】

会議費	10,000円	理事会等
事業費	240,000円	講演会、研修会、会報
事務費	87,320円	事務用品、通信費等

計 337,320円

総会終了後、引き続き講演会が開催されました。その概要については、次ページ以降を御覧下さい。

講演：市町村合併と文書等の保存

国文学研究資料館史料館長 丑木 幸男

総会終了後、理事の石原郁夫伊勢崎市総務部総務課長の司会で、市町村合併の歴史や市町村合併時における文書等の保存の現状について詳しい国文学研究資料館史料館長の丑木幸男氏による講演会を開催しました。丑木氏に当日の講演の概要をご寄稿いただきましたので、以下に掲載いたします。

1. 市町村合併の歴史

平成の市町村合併の原因

わが国では明治、昭和の2回にわたり大規模な市町村合併が行われ、その結果市町村公文書が大量に廃棄されました。現在進行している平成の市町村合併では同じ過ちを繰り返してほしくないため、警鐘を鳴らしたいと思います。

戸籍法によって戸籍を作る責任者として戸長が置かれることになったのが明治4年(1871)です。翌5年に名主が廃止され、大区小区制度が敷かれました。11年には郡区町村編制法により連合戸長制度に変わり、17年に連合戸長制度が強化されました。その結果、7万1,179町村に戸長1万3,981人が置かれ、1人の戸長が平均5町村を管轄しました。21年に「市制・町村制」を公布し、翌年4月1日に施行しましたが、その直前に町村合併し、1万3,386町村が誕生しました。17年の連合戸長制度とほぼ同じ規模で、5町村を合併しました。

昭和28年(1953)に「町村合併促進法」、31年に「新市町村建設促進法」を公布し、昭和22年に1万505市町村あったのが、36年には3,472市町村となり、昭和の町村合併では平均3町村を合併しました。

昭和40年3月に制定された「市町村の合併の特例に関する法律」が合併に当たって市町村合併補助金、地方債等の優遇措置を規定しましたが、この法律が平成17年3月31日限りで効力を失います。このために現在市町村合併が急速に進展しているのです。

平成12年に行政改革大綱を閣議決定しましたが、そのなかで「与党行財政改革推進協議会における『市町村合併後の自治体数を1,000を目標とする』という方針を踏まえて、自主的な市町村合併を積極的に推



丑木幸男氏の講演

進」がうたわれ、市町村数を約3分の1にする方針が示されたのです。13年には「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」を閣議決定しましたが、財政基盤を強化するために「市町村合併や広域行政をより強力に推進」と、経済効率を優先することを合併の理由としています。

15年4月1日には神流町が誕生しましたが、13年12月に法定協議会を組織し、14年9月に合併協定書調印、町村議会議決、知事へ申請、県議会議決、総務大臣申請と手続きを踏み、15年2月に官報告示となり、1年10か月を要しました。16年度末までに合併を実現するためにはそろそろタイムリミットになります。県内には法定協議会1、任意協議会6、32市町村が関係するとのことですが、全部実現すれば市町村数は約半分になります。

史料保存運動

町村合併に伴う史料保存運動は昭和期にもありました。昭和32年に地方史研究協議会が「市町村の沿革資料の蒐集整理について」を自治庁へ要望し、自治庁がこれを受け入れて都道府県宛に通牒しましたが、結果的には公文書の散逸を防ぐことができませんでしたので、一片の通牒だけで保存することは難しいことを示しています。

平成の市町村合併については、全史料協が平成13年11月28日に「市町村合併時における公文書等の保存について」を総務省へ要望し、総務省自治行政局

市町村課長が14年2月18日に各都道府県市町村合併担当部長宛に「市町村合併時における公文書等の保存について」を要請しています。その後、地方史研究協議会、日本歴史学協会、日本図書館協会などが声明やシンポジウムなどで公文書保存を訴えています。

2度にわたる町村合併に伴う公文書散逸の轍を踏まないことを求めて史料保存運動が活発に展開されていますが、市町村公文書を保存する主体は市町村です。市町村の担当職員の方に公文書保存の重要性をご理解いただき、奮闘されることを期待いたします。

2. 市町村役場文書の現状

市町村役場文書の現状を紹介しましょう。

全史料協資料保存委員会の平成13年のアンケート調査によりますと、69市町村のうち約半数の回答ですが、群馬県内で明治以後の役場文書があるのは25市町村、そのうち閲覧可能が6、職員の業務閲覧が8です。役場文書がないのは5市町村で、そのうち2市町村ははっきりと合併時に廃棄したと回答しています。そのほか、不明は8市町村です。

おそらく最大の市町村役場文書は千葉県文書館所蔵の山武郡源村役場文書と思います。5万4,814点があります。源村はごく普通の村ですから、どこの村役場でも5万点くらいの文書は作成したはずですが。

しかし、埼玉県の調査によりますと、1市町村で保存する公文書点数は5,000点以上が1市、1,000～5,000点が20市町村、500～1,000点が12市町村、100～500点が33市町村でもっとも多く、100点以下も19市町村です。明治以後の公文書200～300点を保存する市町村が多いこととなります。京都府や山口県の調査でも同じ結果が出ています。

市町村公文書散逸の要因として、①終戦時の文書の処分、②庁舎の移転、新・改築に伴う散逸と廃棄、③庁舎の火災や水害等の災害による文書の喪失、④市町村の合併による文書の廃棄、⑤ファイリングシステム等の文書管理システムの変更による文書の廃棄が挙げられています（白田勝美「埼玉県における市町村行政文書の現状と課題」『文書館紀要』7、埼玉県立文書館、1994年）。

具体的な役場文書として群馬県佐波郡境町役場文書を取り上げて検討します。

昭和30年に境町・剛志村・島村・采女村が合併し

て境町が誕生しました。さらに、32年に新田郡世良田村の一部を編入しました。旧境町役場を新境町の役場に使用し、それ以外の村役場庁舎を出張所、公民館としました。

37年に境町役場庁舎を新築することになりましたので、旧境町役場庁舎を町立図書館としました。町役場文書を保存した旧役場の土蔵は、移転することなく図書館の敷地内に置かれたままでした。

ところが図書館を新築することになり、図書館に転用した旧役場庁舎とともに土蔵を取り壊すことになり、町役場文書は廃棄される予定でしたが、幸運にも町史編纂事業が実施中で、57～61年に境町史編纂事業として、役場文書を調査し、文書目録を作成して保存することになったのです。

合計9,074点あり、そのうち近世91点、戸長役場期655点、町役場期8,328点で、町役場文書は明治期1,897点、大正期1,378点、昭和20年以前2,585点、20年以後1,988点です。名主史料を戸長役場へ引き継ぎ、さらに町村役場へ引き継いだのです。だから江戸時代や戸長役場期の史料が町役場文書にあるのです。

また旧境町分6,366点、旧采女村分398点、旧剛志村分62点、旧世良田村分296点、旧島村12点と、合併した境町分が圧倒的に多く、被合併村の役場文書は出張所・公民館でしばらく保存されていたのが、施設の老朽化に伴い廃棄されたようです。島村分だけは公民館に保存されていました。境町役場の事例から次のことがいえます。

①合併町村は旧役場文書を保存しています。明治以来の歴史的資料を保存し、昭和前期の史料が多く、敗戦後廃棄されたという兵事関係史料が280点もあることは特筆されます。

②被合併町村は行政遂行に最低限必要な土地・戸籍を中心とする公文書を境町に引き継ぎ、それ以外は現地の旧役場庁舎などで保存しています。

③合併直後は史料保存施設があれば保存され、なければ廃棄される可能性が高い。しかし、数十年後化に保存施設が老朽化することにより、施設とともに廃棄されました。

④町史編纂事業で調査し、保存が決定したのは幸運であり、多くは廃棄されました。

高知県安芸市役所文書でも歴史研究者が重要な歴史資料として調査した川北文書を、保存していた旧

役場土蔵が取り壊されることを契機に役場職員が奔走して保存し、市史編纂事業によりそれ以外の旧役場文書を移管して保存しましたが、すでに廃棄した村もありました。町村合併時に行政遂行に必要な書類は旧役場から引継保存しましたが、被合併町村はそれ以外の文書を現地（旧役場土蔵）の史料保存施設でしばらくは保存されましたが、施設の老朽化と都市化が進展した村の史料は早く滅失しています。

3. 市町村合併を公文書保存の契機に

昭和の市町村合併の経験から次の点を学ぶことができます。

市町村役場では公文書を保存する伝統があり、それを尊重したいと思います。

市町村役場文書があぶない事例として次の点を指摘できます。

- ・市町村合併時に大量に史料が廃棄される危険性が大きい。
- ・合併される市町村の公文書の方があぶない。
- ・公文書保存施設がないと廃棄される可能性が高い。
- ・保存施設があっても10年とか数10年後の老朽化に伴う改築、新築時があぶない。

市町村合併という史料の危機を逆に史料保存の好機にするために、次の提案をしたいと思います。

- ・市町村公文書保存の必要性を喚起し、市町村文書館設置を検討する。
- ・町村合併にあたって公文書保存の行政的措置を検討する。具体的には合併協定項目に公文書保存を取り上げ、「市町村建設計画」や「合併協定書」に「歴史的資料」保存および保存施設の明記を検討する。
- ・市町村合併による廃棄を防ぐためにも公文書の実態を調査する。
- ・市町村役場文書が重要な地域社会の情報資源であることを明らかにするために、市町村役場史料の研究を進める。

講演会は、理事の小泉好一吾妻町生涯学習課長の謝辞及び閉会挨拶で終了しました。



講演会参加者

□ 参 加 記 □

◆講演会「市町村合併と文書等の保存」に参加して

吉 田 道 宏（新田町総務部総務課）

講演では、過去の大合併（明治・昭和）時に公文書が大量に消滅した事例を紹介し、この経験を活かし、平成の大合併での公文書の散逸・消滅を防止する手段を講じる必要性が説かれました。

公文書の散逸と消滅は、①市町村合併、②情報公開制度、③文書管理システムの導入・変更が大きな要因として考えられているようです。公文書から見たら現在は正に受難の時代です。市町村合併については、半数以上の自治体が平成17年3月末の合併を目途に協議会を立ち上げ、情報公開制度については8割近い自治体が情報公開条例を施行し、施行に伴い文書管理システムの導入・変更を行っている状況です。

当町でも、平成13年度から情報公開条例を施行し、遅ればせながら本年度より文書管理システムの導入を図っています。また、市町村合併についても任意合併協議会に参加し事務事業のすりあわせを行っている状況です。このような公文書にとっては危機的状況の中、保存のための施策を講じることは不可欠ですが、歴史的資料となる公文書の判断をできる人材の不足や、保存スペースの不足等様々な問題を抱えています。

これからは、文書館等の施設整備、歴史的文書を判断できる人材の育成、歴史的文書を活用する組織の整備等、ハード・ソフト両面で整備していく必要があると思われます。

公文書の収集について

群馬県立文書館 公文書・古文書グループ 佐藤 里恵

群馬県立文書館に収蔵される公文書は、教育委員会事務局からの引継文書、県の各機関からの管理委任文書、廃棄公文書からの収集文書があります。廃棄公文書の中から選別して歴史資料として後世へ伝える収集について、群馬県立文書館の公文書収集要領を見ながら考えてみたいと思います。

選別、収集の必要性

公文書の収集では、まず、全ての公文書が歴史的価値を有するから残そうという考え方があります。しかし、現実的には、毎年発生する大量の公文書全てを歴史資料として保存することは様々な要因から不可能なことから考えられます。そこで、選別して文書を残していくという考え方が生まれてきます。

群馬県庁で作成された公文書は群馬県立文書館が選別、収集しますが、そのために、群馬県立文書館では、「群馬県立文書館公文書収集要領」(平成4年11月1日施行)にて、収集の原則(第3条)・選別の方針(第4条)・収集する文書(第5条)について定めています。

収集の原則

第1に「収集の原則」ですが、歴史的価値を有すると考えられる文書を大枠で説明しています。

(収集の原則)

第3条 文書は、県政及び県民生活の推移を示す主要なもので、次の各号に掲げるものを選別して収集するものとする。ただし、県内の一部地域及び県域を含む特定地域に関するものもこれに準じるものとする。

- (1)各種制度、機構の新設及び改廃に関するもの
- (2)県の総合計画に関するもの
- (3)県の重点施策に関するもの
- (4)県民の権利・義務関係に関するもの
- (5)県内の重要な事件、行事に関するもの
- (6)県民の生活動向及び社会情勢に関するもの
- (7)県内の産業、経済に関するもの
- (8)その他歴史的価値を有するに至ると認められるもの

「収集の原則」が大きいとらえ方で書かれているの

は、年を追うにつれて変化する項目があるため、具体化はその時の状況に合わせて行わなければならないためです。各自治体の特徴を表す公文書を選別するために、原則に合うその年の具体的な「収集する文書」を担当者の間で検討するとよいと思います。

例えば、重点施策等は、自治体の首長の年頭や年度初めのあいさつを参考にし、関連する計画・議事関係・予算・住民の反応等の関係文書が収集できると、その施策に関わる多くのことがわかる文書が収集できるはずですが、ただし、文書の保存年限がそれぞれ異なる場合が多いので、一括して収集するには困難が伴います。重要な事件・行事に関わる文書では、例えば火山活動や地震に関する記録、公害に関連する文書等が収集対象として、まず考えられます。生活動向・社会情勢では、環境問題や高齢化社会への対応等が、産業・経済では、群馬県の場合、蚕糸業・こんにゃくや麦等の生産に係る文書が収集対象として現在のところ考えられます。

選別の方針

第2に「選別の方針」ですが、実際に選別・収集の作業に取りかかる時に参考にする事項になります。

(選別の方針)

第4条 文書の選別は、次の各号に掲げる方針に基づいて行うものとする。

- (1)一群として作成された文書は、努めて一括して収集する。
- (2)同種の文書が大量に廃棄されたときは、内容及び形式の代表的な数例を選別して収集する。
- (3)事案の内容によりその処理の結果に限らず、処理の経過及び理由を示す文書をも選別して収集する。
- (4)長期にわたる事業の計画書、報告書、調査書等は継続して収集する。
- (5)同一内容の文書は、主管課に属するものを収集する。

収集する文書

第3に「収集する文書」ですが、収集すべき文書の内容を具体的に書いてあります。「収集の原則」で

収集すべきとされた文書を具体的に探す参考にするので、各項目は大分細かく書かれています。行政職以外の方が収集業務を行う場合、参考となる項目です。

(収集する文書)

第5条 次の各号に掲げる文書は収集するものとする。

- (1)褒章、表彰及び儀式に関する文書
- (2)県議会の議案、審議及び議決に関する文書
- (3)室課長以上の事務引継書
- (4)文書の作成、保管、保存及び廃棄に関する文書
- (5)法令、条例、規則、告示、訓令その他の例規類の制定及び改廃並びにその解釈運用と公告式に関する文書
- (6)訴訟及び行政不服審査に関する文書
- (7)法令等に基づく統計書
- (8)行政事務の計画、調査、研究、統計、報告及び業務実績に関する文書
- (9)届、勧告、建議、諮問、答申及び請願、陳情等に関する文書
- (10)許可、認可、免許、登録、証明、認定等に関するもので必要と認められる文書
- (11)県及び市町村の名称及び区域に関する文書
- (12)県政及び教育行政等の総合的な計画及び沿革に関する文書
- (13)県報及び官報に関する文書
- (14)職員の任免、賞罰及び履歴に関する文書
- (15)行政委員会及び付属機関等の委員の任免に関する文書
- (16)職員の服務及び福利厚生に関する文書
- (17)歳入歳出予算及び決算に関するもので必要と認められる文書
- (18)県債及び県債償還に関する文書
- (19)恒久的施設の設計及び工事経過に関する文書
- (20)県有財産の取得、処分、管理及び財産の借受けに関する文書
- (21)恩給、年金、諸手当及び公務災害補償等の裁定及び認定に関する文書
- (22)県有の建物、土地等の原図
- (23)諸会議に関するもので必要と認められる文書
- (24)行政委員会及び付属機関等の議案、議決等に関するもので必要と認められる文書
- (25)県の各機関の財政的援助を受けている団体の事業実績報告書

(26)事業又は施設の補助、委託、負担等に関する実績報告書

(27)主催又は共催に係る行事に関するもので必要と認められる文書

(28)契約書及び協定書の類で必要と認められる文書

(29)その他必要があると認められる文書

最後に上記の他に、他の自治体の実践で参考にできる事項を一部紹介します。

「収集する文書」に該当する内容で参考になることとして現在進んでいる電子政府に関わる事項があります。長野県立歴史館では以下の様な文書を収集対象として考えています。「各種施策、行政運営上のシステム等のソフト事業の実施に関する公文書等」。また、住民の声を文書として収集すると定めている自治体があります。大阪市公文書館では、「請願、陳情、要望等に係る文書」を収集するとして、その具体例として、「市民の声回答」・「市政モニター関係書類」を挙げています。

災害や建物の移転等で文書が失われた時期のものを重点的に収集するための考え方があります。京都府では「文書の残存が少ない時代のもは、希少性に留意して収集する」としています。その他に、一般的に「文書」は紙文書が考えられますが、他の媒体で歴史資料として価値があると考えられるものの収集を明記しておく場合が以下の文です。「保存文書として編てつされたもの以外であっても、決裁に至る経過で作成した付属参考資料、会議参考資料及び写真・図画・テープ等で補完資料として重要なものは収集する」(京都府)。

実際に選別の作業に取りかかる時に参考となる事項では、「評価・選別不要と思われる文書の類型を蓄積していき、その結果を評価・選別の(選ばない方の)判断材料に活用する」という東京都公文書館の考え方があります。社会変化に柔軟に対応する事項としては、「細目基準及びこの要領の内容については、社会環境の変化等に対応させるため、随時必要な見直しを行うものとする」(神奈川県)があります。

文書を収集する際、関係文書を完璧に全部残すということが理想ですが、保管スペース、人員確保、時間、経費等様々な制約の中で、この時代の何を後世に伝えるべきかを考え、収集に務めることが大切ではないでしょうか。

情報コーナー

☆市町村合併時における公文書の保存を求める声明

前号（『ねっと群文協』第11号）において、「市町村合併時における公文書等の保存について」ということで、市町村合併に伴う公文書等保存の問題についての動向について記しましたが、その後の動きについて記します。

前号では、「市町村合併時における公文書等の保存

について（要請）」が総務省より各都道府県あてに出され、群馬県では総務部地方課長名で同様な要請が各市町村長あてに出されたことを紹介しましたが、最初に総務省あてに要請文を提出した全国歴史資料保存利用機関連絡協議会では、本年8月に下記のような「市町村合併時における公文書の保存を求める声明」を發しました。

市町村合併時における公文書の保存を求める声明

総務省によれば、市町村合併に向けた合併協議会を設置した市町村の数が、法定・任意を合わせて1,600を超え、全国の市町村数の半数以上にのぼっています。平成17年（2005）3月末までとされる合併特例法の期限に向けて、まさに市町村合併をめぐる動きが全国的にいよいよ本番に入ったといってもよいでしょう。

この間、全国の歴史資料保存利用機関や地方自治体の文書管理担当者、自治体史編さん担当者等で構成される全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（略称、全史料協）は、平成13年（2001）11月、合併に伴う公文書の散逸や廃棄を危惧し、その適切な保存措置を求めた要請文を総務大臣宛に提出し、翌年2月にこれを受けた総務省からは「市町村合併時における公文書等の保存について（要請）」の通達が都道府県市町村合併担当を経て全国の市町村へ出されています。

また、全史料協では、平成14年（2002）7月に、総務省通達文の追跡調査を目的とした市町村合併時における公文書等の保存についてアンケート調査を実施するとともに、同年10月16日から3日間、富山国際会議場を会場として第28回全国大会を開催し、大会テーマの「21世紀の史料保存と利用—市町村合併をとりまく諸問題—」について300名を超える参加者が活発な意見交換を行ったところです。

この大会では、アンケートの結果報告や参加者からの意見として「公文書館法」（昭和62年法律第115号）に対する認識不足や規程の未整備といった文書管理に関する問題点等が出され、また市町村合併に伴う公文書等の保存に関わる様々な課題が提起されました。

「公文書館法」第3条には、「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する」と規定し、地方自治体における公文書等保存の責務を明確にしております。公文書等は住民の共有の財産であり、その保存と利用は合併する各地方自治体の手に委ねられているといっても過言ではありません。また文化行政の視点からも公文書等の保存は無視できない大きな問題です。

このたびの市町村合併にあたっては、合併を協議する場である合併協議会等において、歴史資料として重要な公文書等が散逸や廃棄されることなく合併後の市町村に適切に引き継がれ、その保存と利用が将来にわたって保証される体制に繋がる条項をつくること、そして専門機関である文書館や公文書保存システムが多くの市町村に設立されることを切に望むものです。関係各位の御理解と御協力を願い、ここに声明を發します。

平成15年8月1日

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会

この声明文は、各市町村長、各都道府県市町村合併担当部長、総務省自治行政局長、等にあてて送付されました。

また、当協議会のような地域史料協とよばれる各県の協議会でも、要望書や声明文を採択し市町村や関係機関等へ働き掛けるところが出てきています。

編集後記

◇会報第12号をお届けします。本号では、今年5月に開催した総会及び講演会の概要と、会員からの要望も多い公文書の収集について、どのような文書を歴史的な文書として残していったらよいかという基本的な考え方について、県立文書館職員に寄稿いただきました。

◇今年度の公文書等保存施設視察研修会は、12月に中之条町で開催する予定です。多数の参加をお願いします。

ねっと群文協 第12号 2003.10.30 発行

群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会

〒371-0801 前橋市文京町3-27-26

群馬県立文書館内

☎：027-221-2346 FAX：027-221-1628